

公布された条例のあらまし

◇奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

- 1 市町村が処理する事務の追加
  - (1) 旅券法に基づく記載事項に変更を生じた場合の申請及び切替申請に係る一般旅券の確認等に係る知事の権限に属する事務を橿原市が処理することとした。
  - (2) 浄化槽法に基づく浄化槽台帳の作成等に係る知事の権限に属する事務を関係市村が処理することとした。
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 3 施行期日
  - (1) 2の一部 公布の日
  - (2) 1の(1)及び2の一部 令和五年三月二十七日
  - (3) 1の(2) 令和五年四月一日

◇知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

第一 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部改正

期末手当の支給割合を次のとおり改定することとした。

- (1) 令和四年度
    - 十二月期 百分の百六十二・五 ↓ 百分の百六十七・五
    - 六月期 百分の百六十二・五 ↓ 百分の百六十五
    - 十二月期 百分の百六十七・五 ↓ 百分の百六十五
  - (2) 令和五年度以降
    - 十二月期 百分の百六十二・五 ↓ 百分の百六十七・五
    - 六月期 百分の百六十二・五 ↓ 百分の百六十五
    - 十二月期 百分の百六十七・五 ↓ 百分の百六十五
- 第二 委員会の委員その他特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正  
期末手当の支給割合を次のとおり改定することとした。

- (1) 令和四年度
  - 十二月期 百分の百六十二・五 ↓ 百分の百六十七・五

(2) 令和五年度以降

六月份 百分の百六十二・五 ↓ 百分の百六十五

十二月份 百分の百六十七・五 ↓ 百分の百六十五

第三 教育長の給与等に関する条例の一部改正

期末手当の支給割合を次のとおり改定することとした。

(1) 令和四年度

十二月份 百分の百六十二・五 ↓ 百分の百六十七・五

(2) 令和五年度以降

六月份 百分の百六十二・五 ↓ 百分の百六十五

十二月份 百分の百六十七・五 ↓ 百分の百六十五

第四 施行期日等

1 令和四年十二月二十六日から施行することとした。ただし、第一の(2)、第二の(2)及び第三の(2)は、令和五年四月一日から施行することとした。

2 第一の(1)、第二の(1)及び第三の(1)は、令和四年十二月一日から適用することとした。

3 その他所要の経過規定を置くこととした。

◇一般職の職員に関する条例等の一部を改正する条例

第一 一般職の職員に関する条例の一部改正

1 給料表の改定

全給料表の給料月額について、給料表の改定に関する人事委員会勧告に準じ改定することとした。

2 勤勉手当の改定

勤勉手当の支給割合を次のとおり改定することとした。

(1) 令和四年度

ア 再任用職員以外の職員

(イ) 特定幹部職員以外の職員

十二月份 百分の九十五 ↓ 百分の百五

(ロ) 特定幹部職員

十二月份 百分の百十五 ↓ 百分の百二十五

イ 再任用職員

(ア) 特定幹部職員以外の職員

十二月期 百分の四十五 ↓ 百分の五十

(イ) 特定幹部職員

十二月期 百分の五十五 ↓ 百分の六十

(2) 令和五年度以降

ア 再任用職員以外の職員

(ア) 特定幹部職員以外の職員

六月期 百分の九十五 ↓ 百分の百

十二月期 百分の百五 ↓ 百分の百

(イ) 特定幹部職員

六月期 百分の百十五 ↓ 百分の百二十

十二月期 百分の百二十五 ↓ 百分の百二十

イ 再任用職員

(ア) 特定幹部職員以外の職員

六月期 百分の四十五 ↓ 百分の四十七・五

十二月期 百分の五十 ↓ 百分の四十七・五

(イ) 特定幹部職員

六月期 百分の五十五 ↓ 百分の五十七・五

十二月期 百分の六十 ↓ 百分の五十七・五

第二 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

1 給料表の改定

給料表の改定に関する人事委員会勧告に準じ、特定任期付職員の給料月額を改定することとした。

2 期末手当の改定

期末手当の支給割合を次のとおり改定することとした。

(1) 令和四年度

十二月期 百分の百六十 ↓ 百分の百七十

(2) 令和五年度以降

六月期 百分の百六十 ↓ 百分の百六十五

十二月期 百分の百七十 ↓ 百分の百六十五

### 第三 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正

#### 1 給料表の改定

給料表の改定に関する人事委員会勧告に準じ、任期付研究員の給料月額を改定することとした。

#### 2 期末手当の改定

期末手当の支給割合を次のとおり改定することとした。

##### (1) 令和四年度

十二月期 百分の百六十 ↓ 百分の百七十

##### (2) 令和五年度以降

六月期 百分の百六十 ↓ 百分の百六十五

十二月期 百分の百七十 ↓ 百分の百六十五

### 第四 施行期日等

1 令和四年十二月二十六日から施行することとした。ただし、第一の2の(2)、

第二の2の(2)及び第三の2の(2)は、令和五年四月一日から施行することとした。

2 第一の1、第二の1及び第三の1は令和四年四月一日から、第一の2の(1)、

第二の2の(1)及び第三の2の(1)は、同年十二月一日から適用することとした。

3 その他所要の経過規定を置くこととした。

### ◇奈良県税条例の一部を改正する条例

1 個人県民税の寄附金税額控除に係る適用対象の特例措置の適用期限の延長

公益財団法人ワールドマスターズゲームズ二〇二二関西組織委員会に対して支出した寄附金を、条例に規定するものに対して支出した寄附金とみなして、個人県民税の寄附金税額控除の適用対象とする特例措置の適用期限を、令和九年十二月三十一日まで延長することとした。

2 その他所要の規定の整備を行うこととした。

#### 3 施行期日

令和五年一月一日から施行することとした。

### ◇奈良県個人情報保護に関する法律施行条例

## 1 趣旨

この条例は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）の施行に  
関し必要な事項を定めるものとすることとした。

## 2 個人情報取扱事務の登録及び閲覧

(1) 実施機関（知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、  
公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会及び内水面漁場管理委員  
会並びに県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法に規定する地  
方独立行政法人をいう。）をいう。以下同じ。）は、個人情報を取り扱う事  
務（以下「個人情報取扱事務」という。）について、次に掲げる事項を記載  
した個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）を備え、一般の閲  
覧に供しなければならないこととした。

ア 個人情報取扱事務の名称

イ 個人情報取扱事務を所管する組織の名称

ウ 個人情報を収集する目的

エ 個人情報の対象者の範囲

オ 個人情報の記録項目（要配慮個人情報にあつては、法に掲げる個人に関  
する情報に含まれる記述等に係る項目を含む。）

カ 個人情報の収集先

キ アからカに掲げるもののほか、実施機関が定める事項

(2) 実施機関は、個人情報取扱事務を開始したときは、直ちに、当該個人情報  
取扱事務について登録簿に登録をしなければならないこととした。登録をし  
た事項を変更したときも、同様とすることとした。

(3) 実施機関は、個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情  
報取扱事務について登録簿から登録を抹消しなければならないこととした。

(4) (1)から(3)までは、次のいずれかに該当する個人情報取扱事務については適  
用しないこととした。

ア 県の職員若しくは県が設立した地方独立行政法人の役員若しくは職員（  
アにおいて「県の職員等」という。）又は県の職員等であつた者に係る人  
事、給与、福利厚生等に関する事務

イ 物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために、送付又は連絡

に必要な相手方の氏名、住所その他の事項のみを取り扱う事務

ウ 犯罪の捜査に関する事務

エ 国の安全その他の国の重大な利益に関する事務

オ アからエまでに掲げるもののほか、奈良県個人情報保護審議会の意見を聴いて実施機関が定める事務

(5) 実施機関は、(1)のオの記録項目の一部、(1)のカに掲げる事項若しくは(1)のキの実施機関が定める事項の一部を登録簿に記載し、又は個人情報取扱事務について登録簿に登録することにより、個人情報取扱事務の性質上、当該個人情報取扱事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、(1)及び(2)の規定にかかわらず、その記録項目の一部、事項若しくは実施機関が定める事項の一部を記載せず、又はその個人情報取扱事務について登録簿に登録しないことができることとした。

### 3 開示請求書に記載する事項

開示請求書には、法に掲げる事項のほか、実施機関が定める事項を記載しなければならぬこととした。

### 4 開示請求に係る手数料及び費用負担

(1) 法の規定による開示請求に係る手数料は、徴収しないこととした。  
(2) (1)にかかわらず、法の規定により写し（電磁的記録にあつては、規則で定める方法により交付される物を含む。）の交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用として規則で定める額を負担しなければならないこととした。

### 5 訂正請求書に記載する事項

訂正請求書には、法に掲げる事項のほか、実施機関が定める事項を記載しなければならぬこととした。

### 6 利用停止請求書に記載する事項

利用停止請求書には、法に掲げる事項のほか、実施機関が定める事項を記載しなければならぬこととした。

### 7 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料

(1) 法の規定により納付しなければならない手数料の額は、二一、〇〇〇円に次に掲げる額の合計額を加算した額とすることとした。

ア 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間一時間までごとに三、九五〇円

イ 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）

(2) 法の規定により納付しなければならない手数料の額は、次に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれに定める額とすることとした。

ア イに掲げる者以外の者 法の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額

イ 法の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 一二、六〇〇円

## 8 奈良県個人情報保護審議会

(1) この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理させるほか、次に掲げる事務を行わせるため、奈良県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置くこととした。

ア 法の規定による実施機関の諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

イ 法の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると実施機関（地方独立行政法人を除く。以下イにおいて同じ。）が認める事項について、実施機関の諮問に応じ調査審議すること。

(2) 審議会は、委員六人以内で組織することとした。

(3) 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が委嘱することとした。

(4) 委員の任期は、二年とすることとした。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とすることとした。

(5) 委員は、再任されることができるとした。

(6) 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこととした。その職を退いた後も、同様とすることとした。

(7) (2)から(6)までに掲げるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事

項は、規則で定めることとした。

## 9 審議会の調査権限

- (1) 審議会は、必要があると認めるときは、8の(1)のAにより諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）に対し、保有個人情報の提示を求めることができることとした。この場合においては、何人も、審議会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求められないこととした。
- (2) 諮問実施機関は、審議会から(1)による求めがあったときは、これを拒んではならないこととした。

- (3) 審議会は、8の(1)のAによる諮問に係る調査審議を行うため必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審議会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができることとした。

## 10 委員による調査手続

審議会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、9の(1)により提示された保有個人情報閲覧させることができることとした。

## 11 提出資料の写しの送付等

- (1) 審議会は、9の(3)による資料の提出又は法の規定により読み替えて適用される行政不服審査法の規定による主張書面若しくは資料の提出があったときは、これらの資料又は主張書面の写し（電磁的記録にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該資料を提出した審査請求人等（審査請求人、参加人（同法に規定する参加人という。）又は諮問実施機関をいう。以下同じ。）以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでないこととした。

- (2) 審議会は、(1)による送付をしようとするときは、当該送付に係る資料を提出した諮問実施機関の意見を聴かなければならないこととした。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでないこととした。

## 12 提出資料の写し等の交付に係る手数料

奈良県行政不服審査会条例の手数料に関する規定は、審議会に係る手数料について準用することとした。

13 調査審議手続の非公開

審議会の行う8の(1)のAによる諮問に係る調査審議の手続は、公開しないこととした。

14 答申の尊重義務

諮問実施機関は、8の(1)のAによる諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、当該審査請求に対する裁決を行わなければならないこととした。

15 実施状況の公表

知事は、規則に定めるところにより、毎年一回、各実施機関における個人情報の開示等の実施状況を取りまとめ、公表するものとする事とした。

16 その他

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとした。

17 罰則

8の(6)に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処することとした。

18 施行期日等

(1) 令和五年四月一日から施行することとした。

(2) 奈良県個人情報保護条例（平成十二年三月奈良県条例第三十二号）は、廃止することとした。

(3) その他所要の経過規定を置くこととした。

(4) 関係条例について、所要の規定の整備を行うこととした。